2024 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書面

（会社第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面）

東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
株式会社 NEXYZ.Group
代表取締役　　近藤　太香巳

株式会社 NEXYZ.Group（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ネクシィーズ・トレード（以下「トレード」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を 2024 年 10 月 1 日に行いました。

本合併に関する事項は、以下のとおりです。

１．本合併が効力を生じた日

2024 年 10 月 1 日

２．吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

（１）　株主の差止請求

トレードは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（２）　反対株主の株式買取請求

トレードは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（３）　新株予約権買取請求

トレードは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

（４）　債権者異議申述手続き

トレードは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 13 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で個別催告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

（１）　差止請求

当社において、本合併は会社法 796 条 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（２）　反対株主の買取請求

当社において、本合併は会社法 796 条 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（３）　債権者異議申述手続き

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 13 日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務

当社は、本合併の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもってトレードからその権利義務の一切を承継しました。

５．吸収合併消滅会社の事前備置書面に記載された事項別紙のとおりです。

６．吸収合併の変更登記をした日

2024 年 10 月 1 日

７．その他吸収合併に関する重要な事項該当事項はありません。

以上

2024年8月13日

吸収合併に係る事前開示書面

（吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面）
（吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面）

東京都渋谷区桜丘町20番4号
株式会社NEXYZ.Group
代表取締役　　近藤　太香巳

東京都渋谷区桜丘町20番4号
株式会社ネクシィーズ・トレード
代表取締役　　松井　康弘

株式会社NEXYZ.Group（以下「NEXYZ.」といいます。）と株式会社ネクシィーズ・トレード（以下「トレード」といいます。）とは、2024年10月1日を効力発生日として、トレードを吸収合併消滅会社、Groupを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととし、本合併に係る吸収合併契約を締結いたしました。

そこで、以下のとおり、吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併となります。

１．吸収合併契約

本合併に係る吸収合併契約の内容は、別添のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

NEXYZ.とトレードは完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式その他の金銭の交付は行いません。

３．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．NEXYZ.の計算書類等に関する事項

（１）　最終事業年度に係る計算書類等

承継会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容該当事項はありません。

６．トレードの計算書類等に関する事項

（１）　最終事業年度に係る計算書類等 別添のとおりです。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容該当事項はありません。

７．債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後のNEXYZ.の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後も、NEXYZ.の収益及びキャッシュフローの状況につき、NEXYZ.による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。したがって、本合併の効力発生日以後におけるNEXYZ.の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収合併契約書

株式会社 NEXYZ.Group（住所は東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号。以下「甲」という。）と株式会社ネクシィーズ・トレード（住所は東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号。以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

第 1 条（合併）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

第 2 条（合併に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、合併による乙の株主に対する株式の交付は行わない。

第 3 条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 10 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議のうえこれを変更することができる。

第 4 条（会社財産の継承）

甲は、本効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぐ。

第 5 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙は協議し、合意のうえこれを行う。

第 6 条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は協議し合意のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 7 条（合併契約の効力）

本契約は、次のいずれかの場合には、その効力を失う。

（１）効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合

（２）効力発生日までに、法令に定められた関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

（３）第 6 条に従い本契約が解除された場合

第 8 条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨にしたがって甲及び乙は協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため本契約書 1 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ甲が原本を乙が複写を保有する。なお、甲及び乙が別途合意した場合、甲及び乙は、本契約を書面によらず電磁的方法により締結することができるものとし、その場合、その証として、甲乙間で署名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管する。

2024 年 7 月 26 日

（甲）　（本　店）東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
（商　号）株式会社 NEXYZ.Group
（代表者）代表取締役　　近藤　太香巳

（乙）　（本　店）東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
（商　号）株式会社ネクシィーズ・トレード
（代表者）代表取締役　　松井　康弘

決算報告書

第19期

自　令和４年10月１日
至　令和５年９月30日

株式会社ネクシィーズ・トレード

貸　借　対　照　表

（令和５年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	201,805	**流動負債**	8,188
現金及び預金	94,805	買掛金	103
売掛金	5,821	未払金	3,793
前払費用	824	預り金	278
貸付金	100,000	未払法人税等	290
立替金	354	未払消費税	2,796
固定資産	440	賞与引当金	927
有形固定資産	440	**負債合計**	8,188
建物	105	**純資産の部**	
車両運搬具	0	**株主資本**	194,058
工具、器具及び備品	334	**資本金**	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△ 5,941
		その他利益剰余金	△ 5,941
		繰越利益剰余金	△ 5,941
		純資産合計	194,058
資産合計	202,246	**負債・純資産合計**	202,246

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

〔　自　令和４年10月１日
　至　令和５年９月30日　〕

（単位：千円）

科　　目	金　　額
売　上　高	60,984
売　上　原　価	24,362
売　上　総　利　益	36,622
販売費及び一般管理費	40,669
営　業　損　失　（△）	△ 4,046
営　業　外　収　益	301
受　取　利　息	301
営　業　外　費　用	－
経　常　損　失　（△）	△ 3,744
特　別　損　失	15,937
固　定　資　産　除　却　損	13,416
減　損　損　失	2,520
税引前当期純損失（△）	△ 19,682
法人税、住民税及び事業税	△ 5,916
法　人　税　等　調　整　額	△ 705
当期純損失（△）	△ 13,060

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自　令和４年10月１日
至　令和５年９月30日〕

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
令和４年10月１日残高	100,000	100,000	100,000	7,118	7,118	207,118	207,118
当事業年度中の変動額							
当期純利益				△ 13,060	△ 13,060	△ 13,060	△ 13,060
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	△ 13,060	△ 13,060	△ 13,060	△ 13,060
令和５年９月30日残高	100,000	100,000	100,000	△ 5,941	△ 5,941	194,058	194,058

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・建物　　定率法

・工具、器具及び備品　　定率法

なお､主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物　　15～18年

・工具、器具及び備品　４～10年

(2) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　44,781千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式(注)	4,000株	－	－	4,000株

(注) 自己株式はありません。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。